

# 令和7年（2025年）第4回鹿追町議会定例会会議録

## 1 議事日程 第3号

日時 令和7年（2025年）12月17日（水曜日） 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

日程 1 請願第 3号 食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める請願

日程 2 発議第 1号 鹿追町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程 3 議案第 74号 令和7年度（2025年度）鹿追町一般会計補正予算（第8号）について

日程 4 議案第 75号 鹿追町防災行政無線施設整備工事請負契約の変更について

日程 5 委員会の閉会中の継続調査の申し出について

追加日程1 発委第 5号 食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める意見書

## 2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

## 3 出席議員（10人）

1番 佐々木康人議員	2番 黒井 敦志議員	3番 金子 孝伸議員
4番 青砥 敏一議員	5番 山口 優子議員	6番 欠番
7番 川染 洋議員	8番 狩野 正雄議員	9番 安藤 幹夫議員
10番 清水 浩徳議員	11番 上嶋 和志議員	

## 4 欠席議員（なし）

## 5 本会議に説明のため出席したもの

町 長 喜 井 知 己

教育委員会教育長 草野 礼 行  
代表監査委員 野村 英 雄

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長 渡 辺 雅 人  
総 務 課 長 武 者 正 人  
会 計 管 理 者 香 川 雅  
総務課主幹（消防署長） 桑 折 琢 也  
企 画 課 長 橋 本 和 則  
町 民 課 長 大 上 朋 亮  
子 育 て 支 援 課 長 米 澤 裕 恵  
農 業 振 興 課 長 城 石 賢 一  
保 健 福 祉 課 長 渡 辺 弘 樹  
建 設 水 道 課 長 高 橋 龍 也  
建 設 水 道 課 主 幹 鳩 啓 二  
ジ オ パ ー ク 推 進 課 長 萩 生 田 訓 考  
瓜 幕 支 所 長 高 井 宏 行  
国 民 健 康 保 険 病 院 事 務 係 長 浅 野 貴  
総 務 課 財 政 係 長 鎌 田 弾

7 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席したもの

学 校 教 育 課 長 宇 井 直 樹  
社 会 教 育 課 長 平 山 宏 照  
社 会 教 育 課 主 幹 早 川 昌 映

8 農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席したもの

事 務 局 長 津 川 修

9 議会事務局職員出席者

事 務 局 長 東 原 孝 博

書

記 川 瀬 直 美

令和7年(2025年)12月17日(水曜日) 午前10時00分 開議

○議長(上嶋和志)

これから本日の会議を開きます。

ここで報告をいたします。

菊池輝夫農業委員会会長、巖由美子国民健康保険病院事務長、大西亮一商工観光課長、高瀬俊一総務課財政担当課長、最上佐緒里総務課総務係長から本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

国民健康保険病院事務長の代理として、浅野貴医療事務係長が出席しております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

日程1 請願第3号 食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める請願

○議長(上嶋和志)

日程1、請願第3号、食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める請願を議題とします。

ただいま議題となりました本件については、12月9日の本会議において、産業厚生常任委員会に付託されたものでありますが、審査を終えて議長に報告書が提出されております。

産業厚生常任委員会の報告を求めます。

川染洋産業厚生常任委員長。

○7番(川染洋)

12月9日に産業厚生常任委員会に請願が付託されました。

その審査の結果を報告いたします。

本委員会に付託された請願は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

1、請願第3号、食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める請願。

審査の結果、採択であります。

理由、基幹産業である農業及び地域経済を守るためであります。

以上です。

○議長(上嶋和志)

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第3号を採決します。この採決は挙手によって行います。

本件に対する委員長報告は採択であります。

お諮りします。

本件は委員長報告のとおり、賛成する方は挙手願います。

挙手9名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本件は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

---

日程2 発議第1号 鹿追町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する  
条例の制定について

○議長（上嶋和志）

日程2、発議第1号、鹿追町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

安藤幹夫議員。

○9番（安藤幹夫）

提出者及び賛成者につきましては記載のとおりでございます。

鹿追町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について、上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

鹿追町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について。

鹿追町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するとして、たしまして提案を申し上げます。

鹿追町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例、鹿追町議会の定数を定める条例（平成14年（2002年）条例第21号）の一部を次のように改正するとして、本則中11人を10人に改める。

附則につきましては、この条例は令和8年（2026年）1月1日以降初めてその期日が告示される一般選挙から施行するものとしていたします。

提案理由を申し上げます。

本条例案は、現在11人と定められている本議会議員の定数を10人に改め、地方自治法第91条第1項の規定に基づき提案するものである。

本町では人口減少が続く一方、行政課題の変化やデジタル化の進展により、議会における意思決定プロセスや政策形成手法も大きく変わりつつある。こうした中で、本議会はこれまで議会改革やICT活用の検討、委員会運営の工夫などを通じて、効率的かつ質の高い議論の場を形成してきた。

議員定数を1人削減しても、現在試験運用しているタブレット端末を活用した資料共有、事前の情報収集の効率化、委員会での専門的審議の充実などにより、議会としての監視機能・政策立案機能・住民意思の反映機能は十分に確保できるものと判断している。

また、他自治体においても同規模の人口で同程度、あるいはそれ以下の議員定数で円滑に議会運営が行われている事例が見られ、合理性を欠くものではない。

以上の観点から、議会機能を損なうことなく、議会運営の効率化と住民負担の軽減を図るため、議員定数を10人に改めることが適当であると考え、本条例改正案を提出するものである。

以上。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[複数人挙手]

○議長（上嶋和志）

それでは、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

狩野正雄議員。

○8番（狩野正雄）

議員定数は、現状の11名とする考え方から削減には反対の立場で討論いたします。

今期の議会は、11名でスタートしましたが、故畑久雄議員が病気により亡くなられ、1名欠員の10名であります。

議員の役割は、幅広く、行政機構の監視役や住民の声や思いを集め、行政に伝え、町の持続的発展に資する役割があります。委員会や本会議に出席していればよいというものはありません。

議員活動は、日常的に住民の声に耳を傾け、町の課題解決のためには先進地に足を運び調査したり、専門家に指導を仰ぐなど、研鑽努力が求められています。

住民の代表である議員は、いろいろな知見が求められています。幅広い人材が議会議員として参画し、議論することは大切であると考えます。

選挙のハードルを上げることは、議員に挑戦して議会へ参画しようとする人材を失うものと私は考えております。

今後も11名の議員定数を維持することが必要と考えます。

以上です。

○議長（上嶋和志）

次、賛成者の発言を許します。

清水浩徳議員。

○10番（清水浩徳）

議員定数削減について、私は心から賛成の意を表明し、以下その理由を述べたいと思います。

これまで議員間協議において、住民の思いを町政に反映させるためには、現状維持が必要であるという意見や立候補をお願いし、ようやく定数にたどり着いた経緯から、次期選挙において、現状維持の定数では町民の理解が得られないので、削減すべきとの意見もあ

り、結論を出すことができませんでした。

そこで、議員定数・報酬及びあり方等審議会の的確な意見を取組、結論を出していく考えから、令和6年（2024年）3月21日に諮問し、答申をお願いいたしました。

この諮問に対し、議員定数・報酬及びあり方等審議会からは、2期連続無投票であったことや有権者が議員の政策について信任や選択をする行為ができなかったことについて、議員に対しての信任を疑問視する声が多くある。

このことは、なり手不足によるものが大きな要因と考えられ、議会として、今後に向け、様々な対策を講じていかなければならない。次期改選期以降を迎えたときに、社会的要因で有権者数がどうなっているか、並びに議員の後継者が充足されないなど、総合的な問題を勘案し、最小の1名を削減し、10名でも議会活動に支障はないものと思われるとの答申を令和6年（2024年）6月25日にいただきました。

私は、議員定数・報酬及びあり方等審議会からいただいた御意見は尊重すべきと考えます。議員定数の削減は、より質の高い議員活動を促します。数が減れば有権者の声が届きにくくなるという意見もあります。しかし、私はそう思いません。

むしろ定数が減ることで、一人一人の議員が担う責任はより重くなり、議員活動はより集約的かつ効率的になるものと思います。

また、厳しい選挙戦を勝ち抜いた志の高い人材が議会に集うことになる可能性も高くなります。これにより、真に町民のための政策議論が活発に行われるようになると思います。

定数削減後の鹿追町議会における体制の一案として、議長は常任委員会に所属することなく、オブザーバーとして、議会の進行や内容を客観的に見守り、公平な議論を促すなど、全般を把握しております。

議長を補佐し、職務を代行する役割を持ち、副議長も議長と同じく、議会全般を把握する必要があります。副議長を各常任委員会に所属させることにより、5名体制を維持することが可能であることから、議会活動に支障を来すことはないと考えます。

町民の厳しい視線と期待に応え、責任ある議員活動を実現するために、私は本案に賛成いたします。

議員の皆様におかれましても、この改革の意義を理解いただき、本案に賛成することを強く求め、私の賛成討論といたします。

○議長（上嶋和志）

次、原案に反対する者の意見を許します。

山口優子議員。

○5番（山口優子）

私は、議員定数削減案に反対の立場から討論いたします。

まず、私たちの町には数え切れないほど多くの課題があります。基礎自治体である町村が抱える課題の数は、人口に比例しているわけではありません。

人口規模が大きい自治体と比べて小さい自治体のほうが課題が少ないというわけではありません。それどころか、むしろ鹿追町は近隣町村と比較しても、行政が担う事業の範囲が非常に広いという特徴があります。

ですから、町民一人当たりの役場職員の数も多めです。鹿追町立病院、鹿追高校、ジオパーク、バイオガспラント、ゼロカーボンの取組、自衛隊との連携など、多様で専門性が求められる事業が数多く存在します。

しかし、それらの全ての課題が十分に取上げられ、議論が尽くされているかといえば、残念ながらそうとは言えないのが現状です。委員会や全員協議会、そして議場の場においても、議論や質問、質疑、一般質問の総量が決して多いとは言えず、議論は十分に深まっていなと感じています。

既に議論が不十分である現状がある以上、議員定数を減らせば、議会のチェック機能が低下するのは明らかです。幅広い課題に対して丁寧に向き合い、多角的な視点を確保するためには、議会体制を縮小するのではなく、むしろ維持強化していく必要があると考えます。

議員が減れば、まず単純に委員会や協議会で発言できる人数が減り、人数が少ないほど、一人当たりが扱える論点、テーマの量には限界があるので、結果として議論される範囲そのものが狭まってしまいます。

さらに議会だけに限らず、議論や検討というものは、複数の視点のぶつかり合いで質が高まるものですが、議員数が減ることで、視点や経験の多様性が乏しくなり、問題点の見落としが起りやすくなるという構造的な弱点も生じます。

これらが積み重なることで、人数を減らせば減らすほど議論そのものの質と量が同時に低下していくのは避けられません。議案の提案理由の中には、住民負担の軽減を図るためともあります。

しかし、行政の予算や事業をチェックする立場の議員を減らせば、行政の判断の偏りや

不備に気づく機会が減り、その結果として住民負担が増える可能性もあります。

議会費を削減するために、議会機能そのものを縮小することは、本来の目的である行政監視の役割に照らして合理性のあるものとは言えません。もし議員を一人減らしても、議会のチェック機能は維持できるというお考えであるならば、それは結果として議員一人一人の業務量を過少に捉えているということになります。

あるいは議員一人一人が果たすべき役割を十分に果たしていないという印象を町民に与えかねないということもお考えいただきたいと思います。

少なくとも私自身は一人減っても変わらないと、そのように受け止められるような仕事をしてきたつもりはございません。町民の皆さんは、議会にはしっかりと仕事をしてほしいというごく当然の期待を持っています。議会はその期待に応える責任があります。そのためには議会が幅広い声を受け止め、多様な視点を議論に反映できる体制が必要です。

議員定数を減らすことで、多様な声を反映する機会をさらに損なうことは避けなければなりません。人口規模が小さい町だからこそ、多様な視点を確保するための議員数が不可欠です。

また、北海道町村議会議長会は、令和6年（2024年）6月11日の第75回定期総会で、議員報酬の適正化に関する特別決議の中で、議会費の総額ありきの考え方で議員報酬の増額と引換えに、議員定数を安易に削減するべきではないとの立場を示しています。議会の機能確保を優先し、安易な定数削減を戒められている点も重く受け止める必要があります。

そして、町村議員のなり手不足は全国的な課題であり、これは国の構造上の課題である以上、鹿追町が定数を減らしても解決はしません。それどころか、議員の枠が減れば、立候補しにくいと感じる人が増え、立候補のハードルが上がり、議員のなり手不足はむしろ悪化する可能性があります。

これまで立候補しやすい環境づくりについて、議会内でも議論してきたところですが、定数削減はその方向性と矛盾します。

今必要なのは、議会を小さく弱くすることではなく、町民のために丁寧で多面的な議論を行える体制を維持することだと考えます。

以上の理由から、私は、議員定数削減案に反対いたします。

○議長（上嶋和志）

次、原案に賛成する者の意見を許します。

金子孝伸議員。

○3番（金子孝伸）

私は、町民から選出された鹿追町議会議員定数・報酬及びあり方等審議会からの答申、安藤議員が提出した鹿追町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について賛成の立場から討論いたします。

選挙権は、有権者が代表者を決定するための最も重要な権利であります。民主主義社会の根幹をなすものです。

しかしながら、わが町では、町議会議員選出選挙において、過去2回にわたり、無投票選挙となっており、現職議員に対する町民の信任がいかほどかも図れない状況が続いています。この事態は、住民の選挙権が実質的に行使できていないという看過できない大きな問題です。

定数削減により、選挙実施の可能性が必ずしも高まるわけではないという指摘や議員数削減は、住民意見を反映する機会の減少や委員会活動への影響もたらすという懸念は、いずれも理解しているところであります。

一方で、当議会は議員の死亡により現在10名で運営されています。議会機能が著しく損なわれているとは私は考えておりません。

むしろ、今の状況は何が本質的に重要なのかを示しているのではないのでしょうか。真に高いレベルの議会を実現するには、定数の多寡ではなく、各議員の調査能力と行政政策に対する提案力の向上が鍵となります。行政との関係においても、よりよいまちづくりという共通目標に向かって建設的な議論を重ね、相互の緊張感によって質の高い関係性を構築することが求められます。

定数削減は、議員自らが選挙実施に近づける努力の第一歩だと私は思っています。同時に、議員活動の活性化とレベル向上を図り、議会の質を高めることで、町民の信託に真に応える議会を目指すべきだと強く申し上げ、賛成討論とさせていただきます

○議長（上嶋和志）

次、原案に反対する者の意見を許します。

川染洋議員。

○7番（川染洋）

私は、ただいま上程されてます発議第1号、鹿追町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定についての採決に当たって反対の立場から討論をいたします。

去る令和7年（2025年）3月28日、議長より鹿追町議会基本条例第18条に基づき、鹿追町議会議員定数・報酬及びあり方審議会、いわゆる第三者審議会への諮問により得ました答申の内容とその後行われました議員全員と第三者審議会委員の皆様との意見交換の実後を十分に尊重しておりますことは言うまでもございません。

私は不才ながらも、第三者審議会委員の皆様とは、本町の識者の中から優れた判断力と知識の経験に基づいた方々を議長職が御指名、御依頼させていただいている方々ですし、私も熟知させていただいております方々ですので、深くその点考慮した上での発言であると、何とぞ御理解いただきますようお願い申し上げます。

また、諮問に対する答申は、条例第18条第4項に規定するところにより、議員定数の決定においては、その答申を参考に決定すると規定されておりますことから、私は今回の第三者審議会委員の皆様は、重大かつ深刻なものであり、まずは議会に対する大いなる警鐘と受け止めさせていただきたいと思っております。議会組織の在り方、議員自らの存在の在り方を問われていると自覚しなければならない答申だと私は思っております。

第三者審議会委員の皆様は御意見を念頭に、「先ず隗より始めよ」、前向きに考え直す機会をいただいたものと、私は独断で恣意的ではありますが、そう考えさせていただいております。

今、国会議員も地方議会議員も全国ベースで議員削減に対する議論がなされておりますけれども、まずは、削減論に至っているのは何が原因なのかを見極める必要が私はあると思っております。

その背景には何があるのか。削減を論じる前に、徹底した議員私ども自らの認識が必要だと考えております。その結果を、まず議会、そして議員が深く理解することから始めなければならないと考えております。

私はその削減論の背景にある課題として、次のことを考えなければならないと思っております。

一つには、人口減少の現れは、財政力の逼迫現象を起こすなどが考えられますので、それらによる議会費用の削減を原因とする、いわゆる財政負担の軽減に期することが、背景にあると言え、人口が減るということは町の税収の減につながり、交付税等の減少にも連鎖していくことも考えられる。行政施策全体の縮小感につながり、住民の皆様方の心配もつながります。その結果、第一義的に議会のコスト削減の対象とされることになりやすいということではないでしょうか。

しかし、現実に議会費は自治体予算の0.5から0.7%程度で、1%に満たないのが現実です。それを原因とするならば、少なくとも4名以上の削減でなければその功はないでしょう。

予算がないから議決機関議員を削減する。その削減分を持って、他の議員の報酬に充てるなどと考えるならば、私は、これは言語道断、以ての外であると考えているところでありませぬ。

二つ目には、議会活動、議員活動として何をしているのか見えていないと言われる現象です。だから削減が必要というのは背景でしょうか。

これも背景を一つだとすると、我々議員が議員は何をしているのか分からないという住民の不満を引き起しているのは、我々ではないかと。ほかではない我々ではないかと思うのであります。

本町議会は明確に定められておりませぬけれども、本会議主義というより、委員会主義でありまして、各常任委員会、特別委員会において、本会議に提案される議案の細部まで議論してしまう傾向にあり、本会議場の活発な意見交換が見られません。

本会議を傍聴に来られる住民の方にとっては、やはりこの議会活動に不信、不安を持って帰られているのが現状ではないかと思うのです。

ならば、委員会主義傾向にある委員会を傍聴できることを知らしめることが必要であるのではないのでしょうか。

しかし、委員会の傍聴については余り知られておりませぬ。委員会の傍聴機能を活発化させる必要があります。それでは委員会室に傍聴席を設け、議論の場を見てもらうこと、すなわち活発な議論に各種の立場の議員が必要であるし、勉強も十分必要とされるのであります。

三つ目には、議会組織運営の変革が求められる時代の変遷にあることも、その原因の一つとして、事実であると思っております。

各会議出席の参加の有様など、リモートワーク形式、インターネットやデジタルツールを用いた会議の在り方を早急に完結し、立候補したいと思う予定者たちが議会組織運営の環境が整備されていると。それに左右されないで立候補できるような状況が必要であります。

ソーシャルネットワーキングサービス、SNSの時代です。素早く直接反応が求められる時代であることは、各議員が、賛成者も反対者も認識されているところでありませぬ。

けれども、議会は熟議を第一とする合議体組織です。複数制で構成されているからであります。このことが議会文化として、重要であります。

また、そのことが住民の皆様には不満を抱かせている一因とも考えられると思います。だとすれば、次期改選までに早々の改善が必要であります。

四つ目には、各議員とそれぞれ住民との距離感は近いものの、議会と住民との間の一定の距離感が縮まらない現象が背景にあるとも考えられます。

議会報告会、カフェでひとことなどの開催時も、参加者の減少が続き、時には一人の参加者もないこともあります。これは、住民皆さんに通底する議会不信、不要論につながる由々しき現象と捉えるべき重大な現象であります。

議会としては、議会と話す機会がないということから、議会と話す機会を作っているのではありませんけれども、この現象は何ゆえなのでしょう。原因は何であるかを考えるべきであります。「先ず自ら始めよ」が先ではないのでしょうか。

五つ目には、住民の皆さんが持っている頼れない議会像と言われている現象が背景にあるからでしょうか。

我々議員の平素の活動が、議員削減議論や報酬多寡論につながる声になっているのではないかと思うのです。

第三者審議会委員の皆様は提言されております、たくさんの住民、多くの団体からの意見を求め、どのような内容であっても、それで得た住民の声は各担当委員会を回るべきであります。それが複数制で構成されているゆえんであり、議会活動の見える化の一環でもあるはずで

私には少なくとも以上のことが背景にあると考えておりますので、削減を論じるに当たっては、まずこれらを論じ、共通認識を得ることが先であることが肝心であると考えております。

また、地方自治の研究者であります方々の著書より教えられる核心的見解が、数よりも議会の機能、議員の質、組織の代表性を重視すべきであると警鐘を鳴らしておりますので、それを知っていただきたく思うので御紹介をしておきます。

まず我々議会にもお呼びして知識を広めたところの江藤俊昭山梨学院大学の教授ですが、削減には「代表性、なり手、チェック機能を守る」ことを先決として、議員削減は選択肢であるが、民主主義のインフラを損なう危険もあり、また、地方議会の多様性と女性と若者の参加確保ができなくなる可能性があるとの見解から、削減には積極的な考えはな

く、相当の慎重論を展開しております。

次に、廣瀬克哉さん、法政大学の教授ですが、私どもも何回かこの先生の講演を同僚議員と広聴に行つてまいっております。

廣瀬先生の削減に対する核心は、担い手の確保と議会の質向上が先であるとずばり言い切っております。その上、定数、報酬削減は、短期的な見栄え改革に過ぎないとも言っております。まずは、多様な人材が議員による条件整備、報酬、支援、ICT化等を進めることが不可欠と言っております。

このことについては、我が議会においても進行しつつありますが、スピード感に物足りなさを感じていることが、議会信頼度に影響していると思われるのであります。

大森彌（わたる）さん、北海道大学から東京大学の名誉教授になっていましたが、この方も我々が身近に感じている方ですけれども、残念ながら2023年9月に亡くなられました。

この大森彌さんが、議会の本質は、代表、政策形成、監視することであり、これらを損なう危険性のある削減は本末転倒であると言われております。議員数を減らすより、議会活動の質を高める制度的工夫を優先すべきであると言われております。

4番目に、金井利之、東京大学の教授であります。

制度設計と住民合意を伴う自己改革、ここでは第三者委員会委員の皆様の御意見等の警鐘と私は捉えておりますけれども、住民合意を伴う自己改革が先決で、これを核心として定数削減は一つの選択肢ではあるが、議会の自律的改革、私はこの自律的改革というのをまずは自ら始めよであります。

自律的改革としての位置づけをしてから考えるべきであると言っております。

たくさんの住民とたくさんの対話を通じて、議会の役割をお互いの理解を得て再定義をするプロセスが不可欠であると言っております。

定数削減を形式論で決めると、議会の構造的弱体化を招くだけだとも言われております。比較研究の視点からも、数よりも議会活動の透明性と参加の仕組みをまず考えることが重要であると言われております。

僭越ですが、私が勉強いたしました著書、金井利之先生の本でございますけれども、「地方議会議員のための取説」というものがありました。我々議会議員の質向上には、一読を要するものと強く推奨しておきたいと思つます。

最後に、黒田展之（のぶゆき）さん、関西学院大学の先生は、議会文化と行動実態を見

ずに数を論じるなかれと言っております。

定数削減を形式論で決めると、議会の構造的弱体化を招くだけであると言われております。比較研究の視点からも、数より議会活動の透明性と参加の仕組みをまず考えることが重要であると言っております。

ちなみに、議会文化とは議会が果たす役割、条例の制定とか予算の審議とか行政の監視を行っておりますけれども、その議会や構成（合議体）する議員のあり方、議会運営の仕組みや慣習などをいうとあり、また行動実態とは、単なる予定は意図ではなく、実際に何をしているかを指すと言われております。

我々の行動実態を顧みる必要が重要であるのではないかと、私は思っているところであります。

これらの方々の共通しているメッセージとして受け止めることは、拙速な削減は見かけの合理化になりがちで、実のところは議会の本質をいわゆる監視力・代表制等の本質を弱める危険性をはらんでいると言われていたのではないかと私は考えております。

これらを考えますと、議員削減の本質はどこにあるのかということでもあります。

議会に要するコストの問題や人口に見合った数の問題や近隣町との比肩などが課題となっているのではなく、議会存在意義の見える化をいかに具体的に住民の皆さんに理解できるよう具現化することが我々議会議員に課せられている事実であり、その認識を極めて深刻に新たにすることこそが、削減論より先に今回、第三者審議会委員の皆さんの御意見を深刻な警鐘と受け止めることが重大な仕事じゃないかと私は思っているのです。

削減賛成者には、住民の意見を最大に尊重すべきである、第三者審議会委員の皆様の御意見であるという意見や、立候補者が定員に満たない状況であるとの意見がありました。

それらの理由の発生の根源は、我々議会議員の活動のあり様が住民の方々、代表して第三者審議会の方々に削減の必要があると思わせている現象を引き起こしているのではないでしょう。

また、何ゆえに立候補者が定員に満たないのかを考えると、私は削減を論じる前に、このことを機会に議会の在り方、議員の在り方を時間かけて、再度リフレクションを試みる必要があると思います。

削減が必ずしも議会の効率化や議員の資向上につながるとは限らないと考えます。住民を短期的に説得できたとしても、中長期にまた同じ問題が再燃するとも思われるからであります。

今ここで立ち止まり、議員としての矜持や責任をしっかりと見つめ直すことは先決で重要と考えますので、私としては、このまま閉却することができないのであります。

よって、あくまでも単に削減を判定するのではなく、第一義的に深い議論なくして削減ありとするということでは賛成できないということでもあります。

第一義的には、上述いたしましたことの十分な議員間協議があり、第二義的にどう考えるか、そのときの結果によって削減もありうるものでもあります。

各議員は住民の意思表示を代弁する責任あるとしても、余りにも、ポピュリズムに無暗に偏枯しすぎては、その任を果たさない場合もあると思います。

いわゆる裏目に出るということもあり得るであります。裏目とは、議会に課せられている訳には果たせなくなることがあるということでもあります。

最も重要なのは、根本的な原因があり、理由があり、原理があり、道理があるのです。これらが現在、不明瞭のままであると私は考えてます。その上に立っての結論でなければならないと思います。

議会組織がこのまま削減を等閑視していく結果、自治が成り立たなくなるのではないかという憂慮される時代でもあります。議会の内省を深慮する機会であるとする時期であり、機会であると思慮すべきであります。

呉越同舟という言葉がありますが、賛成議員も反対議員も各議員の慧眼をもって、今一度、さらなる協議を踏まえて、それからの決議を求めることを私の決議として、反対の討論といたします。

○議長（上嶋和志）

ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

起立4名

○議長（上嶋和志）

起立少数であります。

本案は否決されました。

---

日程3 議案第74号 令和7年度(2025年度)鹿追町一般会計補正予算  
(第8号)について

○議長(上嶋和志)

日程3、議案第74号、令和7年度(2025年度)鹿追町一般会計補正予算(第8号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡辺雅人副町長。

○副町長(渡辺雅人)

議案第74号は、令和7年度(2025年度)一般会計補正予算(第8号)となるものです。

令和7年度(2025年度)一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによるをいたしまして、第1条は歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ1,710万5,000円を追加をいたしまして、総額を86億8,734万9,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、歳出8ページより御説明をいたします。

総務費、総務管理費、一般管理費は財源内訳の補正であります。

物価高騰対策事業費であります。物価高対応子育て応援手当支給事業実施のため、報酬で38万5,000円、需用費で24万4,000円、役務費で31万3,000円、使用料で14万3,000円、負担金で1,602万円のそれぞれ追加であります。

次に歳入7ページで御説明をいたします。

款項目、地方交付税の地方交付税で30万7,000円の減額。

国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金の総務管理費補助金で1,741万2,000円の追加であります。

以上、一般会計補正予算(第8号)について御説明を申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長(上嶋和志)

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上嶋和志)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

---

日程4 議案第75号 鹿追町防災行政無線施設整備工事請負契約の変更につ

いて

○議長（上嶋和志）

日程4、議案第75号、鹿追町防災行政無線施設整備工事請負契約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡辺雅人副町長。

○副町長（渡辺雅人）

議案第75号は、鹿追町防災行政無線施設整備工事請負契約の変更についてであります。

令和6年（2024年）第4回鹿追町議会定例会において議決をいただきました鹿追町防災行政無線施設整備工事について、設計変更により契約の金額を次のとおり変更したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

変更の内容は、議決事項中、3、契約金額の2億3,980万円を、3、契約金額、2億2,790万9,000円に改めるものであります。

なお、契約の相手方は、札幌市中央区北4条東1丁目2番地3、株式会社国際電気北海

道支店、支店長、我妻智行氏であり、現在、変更契約の仮契約を締結中であります。

以上、鹿追町防災行政無線設備施設整備工事請負契約の変更について御説明を申し上げます。

御審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

---

日程5

委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（上嶋和志）

日程5、委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務文教常任委員長、産業厚生常任委員長、広報広聴常任委員長、議会運営委員長、自衛隊駐屯地特別委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。

ただいまの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

本案は委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。  
お諮りします。

ただいま産業厚生常任委員会、川染洋委員長から、発委第5号、食料・農業・農村政策  
確立に関する予算の拡充等を求める意見書が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程1として議題にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

異議なしと認めます。

発委第5号を日程に追加し、追加日程1として議題とすることに決定しました。

資料配付のため、暫時休憩します。

〔資料配付のため暫時休憩〕

○議長（上嶋和志）

休憩前に引き続き会議を再開します。

---

追加日程1 発委第5号 食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等  
を求める意見書

○議長（上嶋和志）

追加日程1、発委第5号、食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める意  
見書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

川染洋産業厚生常任委員長。

○7番（川染洋）

発委第5号といたしまして、食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める  
意見書案を申し上げます。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3号の規定により提出をいたします。  
朗読いたします。

食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める意見書。

農業をめぐっては、依然として世界情勢の不安定化や円安などによる物価高によって、

燃油・肥料・飼料等の生産資材価格の高止まりから、経営は厳しい環境が続いております。また、近年の異常気象は高温・干ばつ、集中豪雨などを招き、各地において農地・農作物等への被害拡大に加え、エサ不足からの相次ぐクマ出没等による鳥獣被害の増加で、人命や農畜産物への影響も深刻であり、営農や日常生活にも大きな影響を及ぼしております。

一方、日本経済は世界貿易機関（WTO）協定に違反すると言われていた米国との相互関税が今夏から発動となり、農業関係分野ではMA米の内枠で米国産米輸入の75%拡大や大豆、とうもろこしの追加購入などにより国内需給への影響が危惧されています。また、次々と発効してきたCPTPPなど大型貿易協定によって、我が国の農産物の関税率が即時撤廃されたほか、段階的な削減や輸入枠の拡大などで少なからず影響を受けています。

そうしたなか、政府は昨年6月の食料・農業・農村基本法の改正に基づき、今年4月に新たな基本計画を策定しました。基本計画では、激動する国際情勢や人口減少など国内状況の変化などにあっても、平時からの食料安全保障を確保する観点から、初動の5年間で日本農業の構造転換を集中的に推し進めるとしています。また、高市首相は所信表明でも、地域を活性化させ、食料安全保障を確保するため、農林水産業の振興が重要であるとして、5年間の「農業構造転換集中対策期間」において別枠予算を確保するとしております。

このため、改正基本法の理念に基づき、国内農業生産の増大を図り、将来にわたって国民に食料を安定供給できる農業生産基盤の強化や経営安定に資する所得政策の確立などの具体的政策と予算の拡充、異常気象による農業被害対策も急務となっています。

つきましては、持続可能な食料・農村政策の確立に向けて、下記事項を要望いたします。

記、1、食料安全保障の確保の観点から、国内自給を基本とした農業生産の増大を図り、食料の安定的な供給に向けた生産体制の確立及び農地基盤の強化など、経営安定に資する農業政策の確立を求めるとともに既存農業予算の拡充・強化を図ること。

また、食料・農業・農村政策の施策実現に必要なかつ十分な予算を別途措置すること。

2、米国との相互関税では、経済停滞や農業分野への影響を回避する対策を早急に講ずるとともに、CPTPPなどの国際貿易協定は、段階的な関税率の削減や輸入枠の拡大などで農産物に影響を及ぼしているため、今後の加盟国拡大による農業への影響なども勘案

し、国内農業政策の強化に向けてT P P等関連対策予算は継続的に措置すること。

3、異常気象で病害虫の多発や農産物の収量・品質低下などの被害を招いていることから、地球温暖化に対応しうる種子や農業資材の開発など早急に進めること。

また、クマやシカ・アライグマ等の鳥獣被害が増加しているため、鳥獣被害防止総合対交付金の十分な予算の確保のほか、捕獲体制の強化やハンターの確保・育成、農地への侵入防止対策、緩衝地帯の設置など、地域の実情に対応した対策予算を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年（2025年）12月17日、北海道鹿追町議会議長、上嶋和志。

提出先については記載のとおりであります。

裏面に関係者への送付をすることになっておりますので、御承知おきください。

以上です。

○議長（上嶋和志）

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上嶋和志）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発委第5号を採決します。この採決は挙手によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

挙手9名

○議長（上嶋和志）

挙手多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

ここで町長から発言を求められておりますので、これを許します。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

令和7年（2025年）第4回定例会の閉会にあたりまして一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は12月9日から本日までの9日間にわたって開催をいただいたところであり  
ます。

初日9日には、給与改定に伴う条例改正、町立学校設置条例の条例改正等、条例の一部  
改正が8件、それから一般会計、特別会計、さらに企業会計の補正予算、さらに、先ほど  
提案し議決をいただきました国の総合経済対策の一つである子育て応援手当に係る一般会  
計補正予算、そして防災行政無線の工事の請負契約の変更など、全て原案のとおり可決を  
いただきました心からお礼を申し上げる次第でございます。

また、昨日は3名の議員から一般質問いただきました。

Z E C化改修工事に伴う対応、鹿追町独自の少子化対策と教育環境について、もう一つ、  
地熱発電事業についてでございます。

それぞれ答弁をさせていただきましたが、いずれも重要な課題と認識をしております。

改めて、内部で検討して、必要に応じ、しかるべき対応を考えていきたいと思ひます。

今年最後の定例会、この1年間、簡単に早めに振り返ってみたいと思ひます。

今年の7月に行いました参議院議員選挙の結果、与党が大敗というかたちになり、その  
後、自民党総裁選挙を経て、10月21日召集の臨時国会において、高市早苗自民党総裁が  
第104代の内閣総理大臣に就任されたのでございます。

少数与党、それぞれの枠組み、いろいろな動きがあり、そして本日までの会期の臨時国  
会という状況で、この情勢については、皆さん御承知のとおりでございます。

まず、基幹産業の農業でありますけれども、春先の天候不順や、夏の猛暑など非常に厳  
しい環境にございましたけれども、生産者の懸命な努力、あるいはJ Aをはじめとする関  
係機関、皆様の様々な御尽力があつて、今年の農業生産額は前年を上回り、まだ概数であ  
りますけど、275億円を超える見込みで史上最高を更新する見込みということでございま  
す。関係各位の御努力に心から敬意を表する次第でございます。

1月に戻りまして、第2回の鹿追芸術祭が行われ、その中で、中原丈雄様、賀来千香子  
様、木村善幸様を初代鹿追応援大使にお迎えをして、今後とも本町の魅力発信に大きな力  
をいただきたいということでございます。

2月4日には、記録的な大雪に見舞われたところでございます。

3月に入って、109年の歴史を誇った上幌内小学校、そして託児所として開設されてから70年余の歴史を誇る通明保育所が、それぞれ地域の皆様に惜しまれつつ歴史を下ろすこととなりました。

町といたしましては、環境が変わること子供たちに対し、引き続き、きめ細やかな配慮をかかさず取り組んでまいりたいと思います。

そして、4月には姉妹都市であるカナダ、ストニブレイン町よりチョイ町長をはじめとする訪問団をお迎えし、鹿追町において姉妹都市提携40周年記念式典及び祝賀会を盛大に挙行をいたしましたところであります。

翌月の5月には、本町から友好訪問団として、ストニブレイン町を訪問いたしました。

また、7月には恒例のストニブレイン町からの交換留学生、そして10月には鹿追高校生のカナダ短期留学など、様々な交流事業が行われたところであります。40年の絆を未来へつなぐ活発な交流が行われたと考えているところであります。

教育関係では、新聞報道等、皆さん御存じのとおりでございます。

鹿追中学校及び瓜幕中学校が、国際バカロレアの認定校として決定をしたところでございます。

また、全国各地から生徒を受入れている鹿追高校につきましては、この4月に1年生79人、うち道外10人の入学がございました。予算等議決をいただいて整備をいたしました高校の新しい寮、ペンギンドミトリーに道内外からの入寮希望者を受入れたところでございます。

そして、先ほど変更議決をいただきましたが、昨年着手した防災行政無線のデジタル化につきましては、年明け2月、完全移行に向けて現在最終段階である戸別受信機の設置、そして、試験放送と進めているところであります。

脱炭素関連では、昨日もいろいろ議論をいただきました各公共施設のZ E C化大規模改修、いよいよ来年の4月から着手の予定でございます。

また現在、実施設計を進めております瓜幕の自然体験留学センター、これにつきましても、Z E B構造で併せて太陽光発電によるマイクログリッドを活用した施設として、これも新年度新築工事に着手する予定でございます。

バイオガス発電の余剰熱活用として取組を始めたチョウザメ養殖開始から11年余の歳月を経まして、この夏に商品化が実現をしたところであります。

それから、これも昨日全員協議会でお話をさせていただきました3基目となる集中型バイオガスプラントについて、町と民間企業の3者で、整備・検討に向けた基本合意書を交わしたところでございます。

懸案となっております然別湖エリア、休業ホテルの関係、これの再整備については関係機関と協議を進めております。

できるだけ早く成案が得られればなと思っております。

農業、それから商工業、様々な分野で物価高、あるいは人手不足、それから商工業については特に経営継承等々、様々な課題がございます。

J A関係機関、それから商工会等々連携をして、様々な支援、検討をしていく必要があると思っております。

また、一昨年来、御心配をおかけしております町立病院でありますけれども、この12月より白山院長、斎藤副院長の体制といたしております。また、新たな医師の募集も行っているところでございます。

内部の改革等も含めて、今後におきましても、信頼される病院づくり、病院運営に努めてまいりたいと思っております。

今年は5年に1回の国勢調査が行われたところでありますけれども、この数字については、まだまだ概数で発表する段階にはございませんけれども、いずれにしても、人口減少が大きな課題であります。昨日議論をいただいた子育て環境、出生関係もそうでありますけれども、ほかの町から鹿追に移り住んでいただく移住のこと、それから鹿追に住み続ける方がもっと引き続き鹿追に住んでいたいと思えるまちづくり、様々な要素がございますけれども、いずれにしても、住宅環境の整備というのは非常に大きな要素であると思っております。

現在の新築工事等の価格のことを踏まえると、一昨年来進めております空き家調査の結果なども踏まえながら、その活用についても様々な検討をしていく必要があると考えております。

依然として、続く物価高騰の影響、これは生活者、町民の皆様はもとより、様々な事業者の活動に大きな影響を及ぼしております。

昨日成立をしました国の総合経済対策、18兆3,034億円ということでございますけれども、この一部が中央のほうに交付をされるということでございます。

本町への、この交付額を踏まえて、この物価対応の支援策について、今いろいろ内部で

検討をしているところでございます。

今日議決いただいた分については、子育ての2万円の手当ということでございますが、地方に来る分については、それはまた、各自治体に交付される額とは別枠で来ている2万円分でございますので、それ以外の部分については、できるだけ早い時期、年明けの臨時会について、日程を御相談の上、審議をいただきたいというふうによりしくお願いを申し上げます。

現在、新年度の予算編成の真ただ中でありまして。

先ほど申し上げたとおり新年度については、非常に大型事業を控えて、この予算編成、非常に厳しいと思っております。

ただ、しっかりと進めていかなければならない事業もたくさんありますので、工夫に工夫を重ねて、この予算編成を心がけていきたいと思っております。

そしてもう一つ、最後に申し上げたいと思っておりますが、先ほど来議論がございました議員定数条例の改正の関係でございます。

第三者審議会の答申、それから議員の皆様の間での討議を経て、今日の条例改正の議論というふうに承知をしております。

議員各位、それから審議会の皆さんもそうですが、真摯な議論について、私の立場からも、心から敬意を表したいと思っております。

この審議結果については、私の立場から意見を申し上げるのは差し控えさせていただきますけれども、引き続き、議会の在り方について、議会、皆さんの立場で御議論をいただければと思っている次第でございます。

最後になりますけれども、あと2週間で早いもので今年も終わります。

今年一年間、議員の皆様、そして各行政委員会委員の皆様には大変お世話になり、御指導いただきましたことを心からお礼を申し上げます。

そして、それぞれの皆様、あるいは御家族共々、すばらしい新年をお迎えくださるよう、心から祈念を申し上げます、大変長くなって申し訳ありませんが、定例会閉会に当たっての挨拶といたします。

大変ありがとうございました。

○議長（上嶋和志）

これで会議を閉じます。

令和7年（2025年）第3回鹿追町議会定例会を閉会します。

閉会 11時20分